

小竹町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小竹町が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年小竹町告示第46号。以下「告示」という。）に規定された競争入札に参加する建設業者（以下「業者」という。）の資格の審査、等級別格付及び各等級ごとの発注の標準となる予定価格を定め、小竹町が施工する建設工事の業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内業者

ア 法人の場合 町内に本店、本社等（建設業の許可申請等における主たる営業所）を有し、代表者又は社員等が常勤している業者

イ 個人の場合 町内に代表者の住所及び事務所（建設業の許可申請等における主たる営業所）を有している業者

(2) 準町内業者

ア 法人の場合 町内に支店、支社、営業所等（建設業の許可申請等におけるその他の営業所）を有し、入札契約権限等が委任され、事務員等が常駐している業者及び町内に代表者が住所を有している業者

(3) 町外業者 前2号以外の業者

(4) 専門工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）

第2条第1項の規定の別表に掲げる土木一式工事及び建築一式工事以外の工事

(5) 建設業者 法第3条第1項の許可を受けている業者

(客観的事項の審査)

第3条 告示第2(1)に規定する客観的事項の審査は、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査によるものとする。

(主観的事項の評定)

第4条 告示第2(1)に規定する主観的事項の評定は、前年度における小竹町工事の工事成績、信用度等により行うものとする。

2 前項の工事成績、信用度等の評定は、別に定める工事成績評定書によって評定したものを工事の種類ごとに区分し、その平均点について、別表第1により算出して行うものとする。

3 前項の主観的事項の点数は、次の方法により算出した点数とする。

(1) 前年度に完成した工事成績評定書に基づき、希望業種ごとの評点数（完

成工事が2以上あるときは、その平均値（小数点以下切り捨て）により算定する。

(2) 評点数65点のときは、0点とする。

（総合的な判定）

第5条 告示第2(1)に規定する競争入札参加者の資格に係る総合的な判定は、第3条によって算出した客観的事項の審査の評点に、第4条によって算出した主観的事項の点数を加減した総合点数に過去の事業実績等を加味して格付するものとする。

（格付）

第6条 業者の等級別格付は、前条によって、算出した総合点数に基づいて、別表第2により、格付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規に入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出する者は、等級を付与しない。

3 前年度から引き続き、資格審査申請書を提出し、格付されている者の昇格又は降格は、第1項の規定にかかわらず、その者の現等級の直近上位又は下位の等級に格付するものとする。

4 第4条の主観的事項の点数の増減により昇格又は降格される者の格付については、第1項の規定にかかわらず、小竹町工事請負業者指名委員会の審議を経て格付するものとする。

（格付基準日）

第7条 業者の等級別格付基準日は、毎年7月1日とする。

（業者の選定）

第8条 業者の選定は、別表第3の予定価格に対応する等級に属する有資格者の中から第10条に規定する事項を考慮して行うものとする。

2 指名する業者の数は、別表第4に掲げるとおりとする。

3 当該工事の等級区分に対応する業者数が少数又は不足する場合は、第1項の規定にかかわらず、工事成績が優れ、かつ、受注能力があると認められる直近の上位又は下位（2階級）の等級に属する業者を選定することができる。

4 専門工事については、第1項の規定にかかわらず、等級外の業者を選定することができる。

5 町内業者で新規に資格審査申請書を提出する者は、原則として提出日から1年後の直後の等級別格付基準日から選定の対象とする。

（急施工事等）

第9条 特に急施を要する工事又は特許その他特殊の技術、機械、資材等を要する工事については、前条の規定にかかわらず、適応する業者を選定することができる。

(選定における勘案事項)

第10条 業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- (1) 経営及び信用状態
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事の実績及び適正能力
- (4) 手持ち工事の有無
- (5) 地域性及び経済性
- (6) 現場説明会及び入札時の無届欠席者
- (7) 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の有無

2 小竹町が発注する事業の入札において、4月末日（勤務を要しない日であればその前日）までに、次の競争入札参加資格審査申請書が提出されていない町内・準町内業者は、5月・6月に行う競争入札に参加させないこととする。

3 小竹町が発注する事業の入札において、法人及び法人の代表者又は個人の名義で、前年度までの町税、その他小竹町に納付すべきもの全てが完納していなければ指名しないものとする。ただし、納付誓約書が取り交わされている場合については、この限りではない。

4 暴力団関係として、警察等捜査機関又は関係官庁からの通知があり、指名の対象とすることが適当でないと認められる者は、指名しないものとする。

(指名の順位)

第11条 指名の順位は、町内業者を第1順位とし、準町内業者を第2順位、町外業者を第3順位とする。

2 上水道に係る水道施設工事、管工事の業者の指名は、小竹町水道事業指定給水装置工事事業者の中から格付に応じ、優先して選定するものとする。

(指名停止)

第12条 工事の適正な施工を確保するため、別に定めるところにより、指名停止を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

2 小竹町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成１２年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年５月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和３年７月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

主観的事項の評定基準表

平均評定点数	54 点	55 点	57 点	59 点	61 点	63 点	65 点	66 点	68 点	70 点	72 点	74 点	76 点	78 点	80 点	82 点	84 点	86 点
	以下	56 点	58 点	60 点	62 点	64 点	67 点	69 点	71 点	73 点	75 点	77 点	79 点	81 点	83 点	85 点	以上	
500 万円未満	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
1,000 万円 未満 500 百万円 以上	-9	-7	-6	-4	-3	-1	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33
3,000 万円 未満 1,000 万円 以上	-12	-10	-8	-6	-4	-2	0	4	8	12	16	20	24	28	32	36	40	44
5,000 万円 未満 3,000 万円 以上	-15	-12	-10	-7	-5	-2	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
8,000 万円 未満 5,000 万円 以上	-18	-15	-12	-9	-6	-3	0	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60	66
8,000 万円以上	-21	-17	-14	-10	-7	-3	0	7	14	21	28	35	42	49	56	63	70	77

別表第 2（第 6 条関係）

等 級 別 格 付 基 準 表

等級	土木一式工事	建築一式工事	専 門 工 事
A	7 2 0 点以上	7 2 0 点以上	5 8 0 点以上
B	7 1 9 点以下 6 0 0 点以上	7 1 9 点以下 6 0 0 点以上	5 7 9 点以下
C	5 9 9 点以下	5 9 9 点以下	

別表第 3（第 8 条関係）

等 級 別 発 注 基 準 表

等級	土木一式工事 予 定 金 額	建築一式工事 予 定 金 額	専 門 工 事 予 定 金 額
A	45, 000, 000 円以上	45, 000, 000 円以上	20, 000, 000 円以上
B	45, 000, 000 円未満 10, 000, 000 円以上	45, 000, 000 円未満 10, 000, 000 円以上	20, 000, 000 円未満
C	10, 000, 000 円未満	10, 000, 000 円未満	

別表第 4（第 8 条関係）

等 級 別 指 名 業 者 数

等級	土木一式工事	建築一式工事	専 門 工 事
A	3 社以上	3 社以上	3 社以上
B	3 社以上	3 社以上	3 社以上
C	3 社以上	3 社以上	